

二、最新资讯

- 《企业裁减人员规定（征求意见稿）》公开征求意见..... 5

三、里兆解读

- 最高院指导案例：对工伤认定中的“工作场所”、“因工作原因”进行诠释，并明确职工在从事本职工作中存在过失，不影响工伤认定..... 6

四、近期热点话题 8

一、最新中国法令

- [关于授权国务院在中国（广东）自由贸易试验区、中国（天津）自由贸易试验区、中国（福建）自由贸易试验区以及中国（上海）自由贸易试验区扩展区域暂时调整有关法律规定的行政审批的决定](#)

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
 【发布日期】2014-12-28
 【实施日期】2015-03-01
 【内容提要】该决定授权国务院在广东自贸区、天津自贸区、福建自贸区以及上海自贸区扩展区域内，对三资企业法等规定的 12 项行政审批，暂时停止实施、改为备案管理。其中包括：

外资企业
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 设立审批 ▪ 分立、合并或者其他重要事项变更审批
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 经营期限审批
中外合资经营企业
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 设立审批 ▪ 延长合营期限审批 ▪ 解散审批
中外合作经营企业
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 设立审批 ▪ 协议、合同、章程重大变更审批
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 转让合作企业合同权利、义务审批
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 委托他人经营管理审批 ▪ 延长合作期限审批

【备注】上海自贸区扩展区域，包括陆家嘴金融片区、金桥开发片区、张江高科技片区。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-12/29/content_1891931.htm

二、新着情報

- 「企業人員削減規定（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する..... 5

三、里兆解説

- 最高裁判所の指導判例：労災認定における「勤務場所」、「業務上の原因」についての説明を行い、従業員に職務勤務中の過失があった場合でも、労災の認定には影響しないことを明確にした.. 6

四、トピックス 8

一、最新中国法令

- [国务院に授權して中国（広東）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区および中国（上海）自由貿易試験区拡張区域において関連法で定める行政審査許可を一時的に調整する旨の決定](#)

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
 【発布日】2014-12-28
 【実施日】2015-03-01
 【概要】本決定は、国务院に授權して広東自由貿易区、天津自由貿易区、福建自由貿易区および上海自由貿易区拡張区域において、三資企業法などで定める 12 項目の行政審査許可の実施を一時停止し、届出管理へと変更する。それには以下の内容が含まれる。

外資企業
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立に関する審査許可 ▪ 分割、合併またはその他の重要事項変更に関する審査許可 ▪ 経営期間に関する審査許可
中外合弁経営企業
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立に関する審査許可 ▪ 共同経営期間延長に関する審査許可 ▪ 解散に関する審査許可
中外合作経営企業
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 設立に関する審査許可 ▪ 協議書、契約書、定款の重大変更に関する審査許可 ▪ 合作企業における契約上の権利、義務の譲渡に関する審査許可 ▪ 経営管理の他者への委託に関する審査許可 ▪ 合作経営期間延長に関する審査許可

【備考】上海自由貿易区拡張区域には、陸家嘴金融地区、金橋開発地区、張江ハイテク地区が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2014-12/29/content_1891931.htm

● [关于推进工商营业执照、组织机构代码证和税务登记证“三证合一”改革的若干意见](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】税总发〔2014〕152号

【发布日期】2014-12-18

【内容提要】根据该意见：

- 税务登记证和工商营业执照、组织机构代码证“三证合一”是落实注册资本登记制度改革措施；
- 在正式推开“一证一码”之前，可以“三证联办”（工商、质监、国税、地税部门实现工商营业执照、组织机构代码证和税务登记证“三证”联办同发）、“一证三码”（工商、质监、国税、地税部门的工商营业执照、组织机构代码证和税务登记证共同赋码，向市场主体发放包含“三证”功能三个代码的证照）等形式作为过渡。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1426214/content.html>

- [2015年出口许可证管理货物目录](#)
[2015年进口许可证管理货物目录](#)
[两用物项和技术进出口许可证管理目录](#)
[2015年出口许可证管理货物分级发证目录](#)

[2015年进口许可证管理货物分级发证目录](#)

【发布单位】商务部、海关总署、国家质量监督检验检疫总局

【发布日期】2014-12-31

【实施日期】2015-01-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

2015年出口许可证管理货物目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854859.shtml>

2015年进口许可证管理货物目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854863.shtml>

两用物项和技术进出口许可证管理目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854621.shtml>

2015年出口许可证管理货物分级发证目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854927.shtml>

2015年进口许可证管理货物分级发证目录
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854933.shtml>

● [工商營業許可証、組織機構コード証および稅務登記証の「三証合一」改革の推進に関する若干意見](#)

【発布機関】国家稅務總局

【発布番号】稅總發〔2014〕152号

【発布日】2014-12-18

【概要】本意見によると、以下のとおりである。

- 稅務登記証および工商營業許可証、組織機構コード証の「三証合一」は登録資本登記制度改革の実施に伴う措置である。
- 「一証一番号」を正式に推進するまでは、「三証合体処理」（工商、品質監督、国税、地稅部門が工商營業許可証、組織機構コード証および稅務登記証の「三証」合体処理共同発行を行う）、「一証三番号」（工商、品質監督、国税、地稅部門が工商營業許可証、組織機構コード証および稅務登記証に共同で番号付けを行い、市場主体に対し「三証」機能、三つのコードを含む証書を発行する）などの形式を移行用とすることができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1426214/content.html>

- [2015年輸出許可証管理商品目錄](#)
[2015年輸入許可証管理商品目錄](#)
[兩用物質および技術輸出入許可証管理目錄](#)
[2015年輸出許可証管理商品等級別證書發行目錄](#)

[2015年輸入許可証管理商品等級別證書發行目錄](#)

【発布機関】商務部、稅関總署、国家品質監督検査檢疫總局

【発布日】2014-12-31

【実施日】2015-01-01

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

2015年輸出許可証管理商品目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854859.shtml>

2015年輸入許可証管理商品目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854863.shtml>

兩用物質および技術輸出入許可証管理目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854621.shtml>

2015年輸出許可証管理商品等級別證書發行目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854927.shtml>

2015年輸入許可証管理商品等級別證書發行目錄
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201412/20141200854933.shtml>

● 关于取消、停征和免征一批行政事业性收费的通知

【发布单位】财政部
 【发布文号】财税〔2014〕101号
 【发布日期】2014-12-23
 【内容提要】自2015年01月01日起，取消或暂停征收12项中央级设立的行政事业性收费。其中包括，暂停征收“企业注册登记费”（工商行政管理部门）。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141229_1173518.html

● 一部行政事業性費用の廃止、徴収停止、徴収免除に関する通知

【発布機関】財政部
 【発布番号】財稅〔2014〕101号
 【発布日】2014-12-23
 【概要】2015年1月1日から、12項目の中央レベルで設定した行政事業性費用を廃止または一時徴収停止とする。その中には「企業登録登記料」（工商行政管理部门）の一時徴収停止が含まれる。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141229_1173518.html

● 环境保护主管部门实施按日连续处罚办法

环境保护主管部门实施查封、扣押办法
环境保护主管部门实施限制生产、停产整治办法
企业事业单位环境信息公开办法
突发环境事件调查处理办法

【发布单位】环境保护部
 【发布文号】环境保护部令 第28号、29号、30号、31号、32号
 【发布日期】2014-12-19
 【实施日期】2015-01-01
 【法令全文】请点击以下网址查看：
 环境保护主管部门实施按日连续处罚办法
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141223_293365.htm
 环境保护主管部门实施查封、扣押办法
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141223_293366.htm
 环境保护主管部门实施限制生产、停产整治办法

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141224_293385.htm
 企业事业单位环境信息公开办法
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141224_293393.htm
 突发环境事件调查处理办法
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141224_293394.htm

● 2014年度企业、个体工商户及农民专业合作社年度报告公示工作方案（上海）

【发布单位】上海市工商行政管理局
 【发布日期】2015-01-04
 【内容提要】根据该方案：

时间
2015年01月01日至2015年06月30日。
对象
企业：2014年12月31日前登记注册的法人企业和非法人企业，包括公司分支机构，在中国境

● 環境保護主管部門が日割り連続処罰弁法を実施する
環境保護主管部門が差押、押収弁法を実施する
環境保護主管部門が生産制限、生産停止是正弁法を実施する
企業事業組織環境情報公開弁法
突発環境事件調査処理弁法

【発布機関】環境保護部
 【発布番号】環境保護部令 第28号、29号、30号、31号、32号
 【発布日】2014-12-19
 【実施日】2015-01-01
 【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
 環境保護主管部門が日割り連続処罰弁法を実施する
http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141223_293365.htm
 環境保護主管部門が差押、押収弁法を実施する
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141223_293366.htm
 環境保護主管部門が生産制限、生産停止是正弁法を実施する

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141224_293385.htm
 企業事業組織環境情報公開弁法
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141224_293393.htm
 突発環境事件調査処理弁法
http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bl/201412/t20141224_293394.htm

● 2014年度企業、個人事業主および農民專業合作社年度報告公示作業方案(上海)

【発布機関】上海市工商行政管理局
 【発布日】2015-01-04
 【概要】本方案によると、以下の通りである。

期間
2015年1月1日から2015年6月30日まで。
対象
企業：2014年12月31日までに登録登記した法人企業および非法人企業であり、会社分支機構、中国

内从事生产经营活动的外国（地区）企业等。
途径
通过上海市企业信用信息公示系统（ http://gsxt.sh.gov.cn ）报送 2014 年度的年度报告，并向社会公示。
【法令全文】请点击以下网址查看： https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2015-01-04-0000009a201412310003.html

国内で生産経営活動に従事する外国（地区）企業などを含む。
手段
上海市企業信用情報公示システム（ http://gsxt.sh.gov.cn ）を通じて 2014 年度の年度報告を申告し、社会に向け公示する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。 https://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2015-01-04-0000009a201412310003.html

● [关于 2014 年度企业、个体工商户、农民专业合作社年度报告公示的通告（北京）](#)

【发布单位】北京市工商行政管理局
 【发布日期】2015-01-04
 【内容提要】根据该通告：2014 年 12 月 31 日前登记注册的企业，应当于 2015 年 01 月 01 日至 2015 年 06 月 30 日期间，通过“全国企业信用信息公示系统（北京）”（<http://qyxy.baic.gov.cn/beijing>）报送 2014 年度的年度报告并向社会公示。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/qzdt/gqgs/t1376742.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● [《企业裁减人员规定（征求意见稿）》公开征求意见](#)

根据《劳动合同法》，人力资源和社会保障部研究起草了《企业裁减人员规定（征求意见稿）》，现向社会公开征求意见（截止时间为 2015 年 01 月 31 日）。简要介绍如下：

适用范围
企业出现《劳动合同法》第四十一条第一款规定的情形（破产重整、经营严重困难等），裁减 20 人以上或者裁减不足 20 人但占企业职工总数 10% 以上的人员的。
企业不裁员或者少裁员的激励机制
对采取有效措施不裁员、少裁员，稳定就业岗位的企业，可获得稳定岗位补贴。
关于裁员程序

● [2014 年度企业、个人事业主、农民专业合作社年度报告公示に関する通告（北京）](#)

【発布機関】北京市工商行政管理局
 【発布日】2015-01-04
 【概要】本通告によると、2014 年 12 月 31 日までに登録登記した企業は、2015 年 1 月 1 日から 2015 年 6 月 30 日までの期間に、「全国企業信用情報公示システム（北京）」（<http://qyxy.baic.gov.cn/beijing>）を通じて 2014 年度の年度報告を申告し、社会に向け公示しなければならない。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://zhengwu.beijing.gov.cn/qzdt/gqgs/t1376742.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● [「企業人員削減規定（意見募集案）」がパブリックコメントを募集する](#)

「労働契約法」に基づき、人的資源社会保障部は「企業人員削減規定（意見募集案）」を研究起草し、現在、パブリックコメントを募集している（締め切りは 2015 年 1 月 31 日）。以下に簡潔に紹介する。

適用範囲
企業に「労働契約法」第四十一条第一項に定める状況（破産更生、深刻な経営困難など）が生じ、20 人以上または 20 人に満たないが企業従業員総数の 10% 以上を占める人員を削減する場合。
企業が人員削減を行わない、または削減数を抑えた場合の奨励制度
効果的な措置を講じて人員削減を行わず、または削減数を抑え、雇用を安定維持した企業は、雇用安定助成金を受けることができる。
人員削減の手順について

- 提前 30 日说明情况；
- 提出裁员初步方案并听取意见；
- 确定裁员方案并公布；
- 向人力资源社会保障行政部门报告；
- 实施裁员并给予经济补偿等。

（里兆律师事务所 2015 年 01 月 04 日编写）

- 30 日前までに状況説明を行う。
- 人員削減の初期方案を提出し意見を聴取する。
- 人員削減方案を確定し公布する。
- 人的資源社会保障行政部門に報告する。
- 人員削減を実施し経済補償などを与える。

（里兆法律事務所が 2015 年 1 月 4 日付で作成）

三、里兆解读

- 最高院指导案例：对工伤认定中的“工作场所”、“因工作原因”进行诠释，并明确职工在从事本职工作中存在过失，不影响工伤认定

关键词：

工伤认定、工作场所、因工作原因、工作过失、行政诉讼

基本案情：

1. 孙某系天津市某防雷技术有限公司（以下简称“用人单位”）业务员。2003 年 06 月 10 日上午，孙某受用人单位指派去机场接人。孙某从用人单位所在地的天津市南开区某国际商业中心（以下简称“商业中心”）八楼下楼去汽车停车处取车，当行至一楼门口台阶处时，孙某脚下一滑，从四层台阶处摔倒在地面上，造成四肢不能活动，身体多处有较重拉伤、擦伤。
2. 孙某向所在地劳动局（以下简称“劳动局”）提出工伤认定申请，劳动局认为：孙某因公外出期间受伤，但受伤不是由于工作原因，而是由于本人注意力不集中，脚底踩空，才在下台阶时摔伤，据此，没有证据表明孙某的摔伤事故系由工作原因造成，决定不认定孙某摔伤事故为工伤事故。
3. 孙某不服劳动局的工伤认定，向天津市第一中级人民法院（以下简称“天津一中院”）提起行政诉讼。天津一中院作出如下行政判决：一、撤销劳动局所作的工伤认定；二、限劳动局在判决生效后 60 日内重新作出具体行政行为。
4. 劳动局提起上诉，天津市高级人民法院作出驳回上诉、维持原判的行政判决。

案件焦点：

三、里兆解説

- 最高裁判所の指導判例：労災認定における「勤務場所」、「業務上の原因」についての説明を行い、従業員に職務勤務中の過失があった場合でも、労災の認定には影響しないことを明確にした

キーワード：

労災認定、勤務場所、業務上の原因、勤務中の過失、行政訴訟

基本背景：

1. 孫某は天津市の某防雷技術有限公司（以下「使用者」という）の業務員であった。2003 年 6 月 10 日午前、孫某は使用者から空港へ人を迎えに行くように指示を受けた。孫某が使用者所在地の天津市南開区某國際商業センター（以下「商業センター」という）8 階から駐車場所に車を受け取りに行ったところ、1 階入り口の階段で足を滑らせ、四段の高さから地面に落ち、四股が動かせなくなり、孫某は複数ヶ所に怪我、擦り傷を負った。
2. 孫某が所在地労働局（以下「労働局」という）へ労災認定申請を行ったところ、労働局は、孫某は業務による外出中に負傷したが、負傷は業務に起因するものではなく、本人の不注意によるもので、足元がふらつき、階段を降りる際に転倒負傷している。よって、孫某の転倒負傷事故が業務によるものであることを示す証拠がないため、孫某の転倒負傷事故を労災事故と認定しないとの判断であった。
3. 孫某は労働局の労災認定を不服として、天津市第一中级人民法院（以下「天津一中院」という）に行政訴訟を提起した。天津一中院が下した行政判決は以下のとおりである。一、労働局が下した労災認定を撤回する。二、労働局は判決発効後 60 日以内に改めて具体的な行政行為を行う。
4. 労働局は上訴したが、天津市高级人民法院は上訴を棄却し、原審の行政判決を維持する判決を下した。

事件の焦点：

1. 孙某摔伤地点是否属于其“工作场所”？

“工作场所”，是指与职工工作职责相关的场所，在有多个工作场所的情形下，还应包括职工来往于多个工作场所之间的合理区域。本案中，位于商业中心八楼的用人单位办公室，是孙某的工作场所，而其完成去机场接人的工作任务需驾驶的汽车停车处，是孙某的另一处工作场所。汽车停在商业中心一楼的门外，孙某要完成开车任务，必须从商业中心八楼下到一楼门外停车处，故从商业中心八楼到停车处是孙某来往于两个工作场所之间的合理区域，也应当认定为孙某的工作场所。

2. 孙某是否“因工作原因”摔伤？

“因工作原因”，是指职工受伤与其从事本职工作之间存在关联关系，即职工受伤与其从事本职工作存在一定关联。孙某为完成开车接人的工作任务，必须从商业中心八楼的用人单位办公室下到一楼门外停车处，该行为与其工作任务密切相关，是孙某为完成工作任务客观上必须进行的行为，不属于超出其工作职责范围的其他不相关的个人行为。

3. 孙某工作中不够谨慎的过失是否影响工伤认定？

劳动局以导致孙某摔伤的原因是孙某自己注意力不集中为由，主张孙某不属于“因工作原因”摔伤而不予认定工伤。但是，《工伤保险条例》第十六条规定了排除工伤认定的三种法定情形，即因故意犯罪、醉酒或者吸毒、自残或者自杀的，不得认定为工伤或者视同工伤。职工从事工作中即便存在过失，但不属于上述排除工伤认定的法定情形的，不影响工伤认定。

律师提示：

1. 根据《工伤保险条例》第十四条第一项的规定，职工在工作时间和工作场所内，因工作原因受到事故伤害，应当认定为工伤。关于该规定中的“工作场所”认定，在有多个工作场所的情形下，还应包括职工来往于多个工作场所之间的合理区域。因

1. 孫某が転倒負傷した地点は本人の「勤務場所」に該当するかについて

「勤務場所」とは、従業員の業務職責と関連する場所を指し、勤務場所が複数存在する状況においては、従業員が複数の勤務場所を往来する間の合理的な区域も含まなければならない。本件において、商業センター8階に位置する使用者事務所は孫某の勤務場所であり、空港へ人を迎えに行く任務を完了するために運転しなければならない自動車の駐車場所は孫某のもう一つの勤務場所である。自動車は商業センター1階の門外に停車しており、孫某が運転任務を完了するには、必ず商業センター8階から1階の門外駐車場所へ下りなければならないため、商業センター8階から駐車場所までは孫某が二つの勤務場所の間を往来する合理的な区域であり、やはり孫某の勤務場所と認定されなければならない。

2. 孫某の転倒負傷が「業務上の原因」によるものか

「業務上の原因」とは、従業員の負傷と当人の職務勤務との間に関連関係が存在し、即ち、従業員の負傷と当人の職務勤務との間に一定の関連があることを指す。孫某が自動車を運転して人を迎えに行く業務任務を完了するためには、必ず商業センター8階の使用事務所から1階の門外駐車場所へ下りなければならないため、当該行為は当人の業務任務と密接な関係があり、孫某が業務任務を完了するための客観的に行わなければならない行為であって、当人の業務職責範囲を超えたその他の無関係な個人的行為には該当しない。

3. 孫某が勤務中に注意が不十分であった過失は労災認定に影響するか

労働局は孫某の転倒負傷に至った原因は孫某自身の不注意であることを理由に、孫某は「業務上の原因」による転倒負傷には該当せず、労災として認定しないと主張している。ただし、「労災保険条例」第十六条では労災認定を排除する三つの法定状況を定めており、即ち、故意に犯罪を犯し、醉酒または麻薬の利用、自傷または自殺した場合は、労災と認定しない、または労災と見なしてはならないと定めている。従業員の職務勤務中にたとえ過失があったとしても、上記の労災認定を排除する法定状況に該当しない場合、労災の認定には影響しない。

弁護士の意見：

1. 「労災保険条例」第十四条第一項によれば、従業員が勤務時間中および勤務場所において、業務上の事由により事故にあい負傷した場合は、労災と認定しなければならないと規定している。本規定における「勤務場所」の認定について、複数の勤務場所が存在する状況では、従

此，职工为完成用人单位安排的工作任务，在其工作时间和在完成工作任务的合理路线上所受到的事故伤害，一般很难将其排除在工伤范畴之外。

2. 关于“因工作原因”的认定，原则上，职工受伤与其从事本职工作存在一定关联即可认定。实践中，还存在职工受用人单位安排外出参加公益活动、体育赛事等情况受伤，根据现行处理意见、结合实际审判案例，一般情况下，也认定为工伤。
3. 基于工伤保险“无过失补偿”的基本原则，即便受伤职工有时具有疏忽大意、精力不集中等过失行为，也不属于排除工伤认定的法定情形。
4. 用人单位在为员工申请工伤认定的过程中，可以结合上述原则和相关案例，协助员工与劳动部门进行沟通交涉。

法令链接：

[《工伤保险条例》](#)第十四条第一项、第十六条

（里兆律师事务所 2014 年 12 月 30 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [在律所内设置合规热线，以及合规/反腐败案件](#)
- [海关查处案件](#)
- [债权回收案件](#)
- [并购与重组](#)
- [撤退，以及撤退过程中的各类纠纷（尤其是群体性劳资纠纷、以及税务稽查案件）](#)

業員が複数の勤務場所の間を往来する合理的な区域も含まれなければならない。よって、従業員が使用者の手配した業務任務を完了するために、当人の勤務時間中および業務任務完了の合理的なルート上で事故により負傷した場合、通常、それを労災範囲外へと排除することは困難である。

2. 「業務上の原因」の認定については、原則として、従業員の負傷と当人の職務勤務との間に一定の関連があれば認定される。実務においては、更に従業員が使用者の手配した公益活動、スポーツの試合などに外出参加する状況で負傷する場合もあり、現行の処理意見に基づき、実際の判例に照らせば、通常、労災と認定される。
3. 労災保険の「過失がなければ補償する」との原則によれば、たとえ負傷した従業員にときに不注意、注意力散漫などの過失行為があったとしても、労災認定を排除する法定状況には該当しない。
4. 使用者は、従業員のために労災認定を申請する過程において、上記原則と関連判例に照らして、従業員に協力し、労働部門との協議交渉を行うことが考えられる。

法令リンク：

[「労災保険条例」](#)第十四条第一项、第十六条

（里兆法律事務所が 2014 年 12 月 30 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [弁護士事務所内のコンプライアンスホットラインの設置、およびコンプライアンス・腐敗防止案件](#)
- [税関の取締案件](#)
- [債権回収案件](#)
- [M&A および事業再編](#)
- [撤退、および撤退過程における各種紛争（特に労使紛争群衆事件、および税務査察案件）](#)